



知事の資産公開に係る報告書を7月1日から閲覧できます

「政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例」に基づく知事の資産公開に係る報告書について、次のとおり閲覧いただけます。

1 開始日時

令和6年7月1日(月)午前8時30分から

2 場所

行政情報センター(県庁 西庁舎1階 午前8時30分から午後5時まで)
電話:026-235-7060

3 新たに閲覧に供する報告書

- (1) 資産等補充報告書(令和5年分)
- (2) 所得等報告書(令和5年分)
- (3) 関連会社等報告書(令和6年4月1日時点)

4 閲覧等の手続

報告書の閲覧又は写しの交付を希望される場合は、「閲覧申込書」の提出が必要になります。「閲覧申込書」は、行政情報センターで配布しています。

5 その他

長野県公式ホームページの「知事の部屋」から、報告書をご覧いただけます。



みんなでつくろう!こども・子育てに優しい信州

(問合せ先)

担当 総務部情報公開・法務課
情報公開・文書管理係
大村、山崎、松本

電話 026-235-7059(直通)

内線 2284

E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp